

一三 博奕之儀並に儉約之儀觸

御家中之人々行跡不宜者茂有之、第一侍に不似合、博奕に似寄候儀既申族茂有之段相聞え、沙汰之限に被思召候。強而御糺被成候ば、其人々茂相知可申候得共、先御猶豫被成候。末々之者にてさへ、博奕仕候得ば急度曲事に被仰付候。増て侍に不都合之儀に候得ば、不届至極に被思召候。相愼不申者も候はゞ、此上は嚴重に御沙汰可有之候間、兼て此旨を存、急度相嗜候様に頭共差引可仕儀之旨被仰出候條、可被得其意候事。

右被仰出之趣、并別紙儉約之一件、一統被申聞候儀は、組・支配之人々頭々宅に召寄、急度可被申渡候。且又組等之人々内外華麗之仕形有之、此度被仰出之筋に違候歟、又は行狀等不愼之者茂有之候はゞ加制詞、其上にも相嗜不申候はゞ、聊不及用捨速に言上可有之候。

以上
(享保十四年)
己酉七月

御家中之面々儉約之事

一、衣服之儀、先年より御定有之儀に候處、近年猥に罷成候間、急度相守、別而夫よりは軽く相心得、絹・紬より宜敷品は用ひ申聞敷候。歴々之面々を初、御小將・御馬廻等茂、御番所・役所などへ木綿衣服着用之儀可爲尤候。袴・羽織等も准之、鹿服を用候儀勿論之儀に候。御徒並以下不及申、猶以其心得可仕事。

但、有來候衣類を差止、俄に綿衣等之支度仕候ては、却て費之筋も候はゞ、當分は唯今迄之品を用ひ申儀不苦候。連々を以本文之通相心得可申候。當時綿衣相應之品所持可仕置は、彌以其品只今より用ひ可申候事。

一、於江戸御供・御使・御給仕等相勤候御徒並以上、綿衣着用は難成儀に候。乍然絹・紬之外は、羽二重等も一向無用に可仕事。

一、近年男向は鹿服も着用之人々少々相見え候得共、女中之衣類相改り不申、花麗之至に候。畢竟父・夫等不覺悟之儀候間、男向に准鹿服を着用爲仕可申候。召仕之女共は尙更急度可申付事。

但、内證方にては、妻女・娘等衣類に不限、惣て之爲躰事之外分限を越、重々敷仕形共も有之様子に候。作法は宜鋪様に有之候得共、左様にては無之、僭上餘情之ためにて、おのづから召仕之女も相増申様に罷成候。一向ケ様之緩急は有之間敷儀に候條、家内之者共も嚴重可申付事。

一、町人・百姓は、奉行支配人より嚴重に申渡躰には候得共、妻女・娘等衣類を始、華麗之躰有之様子に候間、彌嚴敷可申渡事。

一、饗應之茶數之儀、雖爲歴々之面々、押立候振廻は一汁三菜、吸物一肴一色、其餘は輕き一汁二菜。或は御用に付寄合候節、又稽古事などにて參會之節は、一汁一菜又は湯漬飯に可仕候。惣て魚鳥も輕き品を用可申候。酒は三遍を不可過候。押立候振廻にても、後段は出し申聞敷事。

但、茶數多きは無用之段、先年より被仰出候に付、膳部には省之、肴と名付長座之内品々出し候族も有之候。假令用事有之及長座候而も、本文之通外馳走ケ間敷儀、一向可爲無用事。

一、歴々急度仕たる振廻之外は、濃茶出し申聞敷事。

一、小身并輕き人々は、假令家督・婚禮等之重き祝事にて茂、一汁二菜又は一菜に可仕事。

但、右祝事にて參會之節、小誦などうたひ候儀は、左様にも可有之所、長座亂酒之上、尾籠之仕形高聲に罷成、及深更候迄退出不仕族も有之躰に候。一向侍之風俗にては有之間敷候間、ケ様之儀は急度相愼可申事。

一、押立たる茶湯之參會可有遠慮事。

一、家作之儀も、前々御定有之儀に候。新宅は勿論、修覆等も軽く可仕候。新宅又は目立候修理仕儀候はゞ、頭・支配其様子承届可申事。

一、一通り之音信・贈答一向無用、祝儀物等取遣不仕候はで不叶儀は、輕き干肴之類用可申事。

但、親子・兄弟等身近き親類に、樹木又は殺生之品などは各別に候事。

一、婚禮之支度、去辰之年年寄中申談候趣茂候得共、猥罷成候。猶以其節よりは萬端軽く相心得、同身代之者等外之例を承合申に不及、人々勝手次第可成程軽く可仕候。且又今